

# 平成29年度税制改正～法人税～ ～中小企業経営強化税制の創設～

平成29年税制改正により、中小企業経営強化税制が創設されましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

## 中小企業経営強化税制の創設

●中小企業者の投資を促進し、サービス産業も含めた中小企業が行う生産性向上につながる設備投資を支援する観点から、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、新たに中小企業経営強化税制が創設されました。

●対象設備に器具備品及び建物附属設備が加えられます。

## <中小企業経営強化税制の概要>

中小企業者等が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するものうち一定の規模のもの(特定経営力向上設備等)の取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る)をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却(即時償却)と、その取得価額の7%(中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人(農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除きます。))以外の法人については10%)相当額の税額控除との選択適用ができる制度です(措法42の12の4)。

対象事業者	青色申告書を提出する中小企業者等で、経営力向上計画の認定を受けた事業者	
税制措置	中小企業者等	即時償却又は税額控除(取得価額の7%)
	特定中小企業者等	即時償却又は税額控除(取得価額の10%)
期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの取得等	
他の税制との調整	税額控除を適用する場合、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業等活性化税制との税額控除の合計が、 <b>当期の法人税額の20%までが上限</b>	

<対象設備> 特定経営力向上設備等で一定規模以上のもの 機械及び装置、器具及び備品(電子計算機にあっては一定の情報通信業を行う法人が取得又は製作をするものを除き、医療機器にあっては医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く)、工具(生産性向上設備にあっては、測定工具及び検査工具に限る)、建物附属設備(医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く)並びにソフトウェア(生産性向上設備にあっては、一定のものに限る)で、次の生産性向上設備又は収益力強化設備に該当するものをいう(中小企業等経営強化法施行規則2②)。

① **生産性向上設備(A類型)** 次のア及びイのいずれの要件(ソフトウェア及び旧モデルがないものにあつては、次のアの要件に限る)も該当する設備をいい、工業会等から証明書を取得する必要がある。

ア 販売開始時期要件(販売が開始されてから、一定期間内のものであること)

イ 生産性向上要件(旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等をいう)が年平均1%以上向上しているものであること)

② **収益力強化設備(B類型)** 年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣(経済産業局長)の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備をいい、経済産業局から確認書を取得する必要がある。

【年平均の投資利益率】  $\frac{\text{「営業利益 + 会計上の減価償却費」の増加額(注)}}{\text{設備の取得等をする年度における取得価額の合計額}}$  (注) 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

経営力向上設備等(中小企業等経営強化法に規定する次の設備)	生産性向上設備(A類型)		収益力強化設備(B類型)	一定規模
	販売開始時期	生産向上要件		
機械装置	10年以内	旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上	年平均5%以上の投資利益率が見込まれると経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの	一台又は一基の取得価額が160万円以上
測定工具・検査工具	5年以内			一台又は一基の取得価額が30万円以上
器具備品	6年以内			一台又は一基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	14年以内			一の取得価額が60万円以上
ソフトウェア	5年以内	不要		一の取得価額が70万円以上

※中小企業者等…中小企業者等とは次の法人をいいます。①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ただし、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

<指定事業> 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のそれぞれの対象事業に該当する事業が指定事業とされます。

- ① 中小企業投資促進税制  
製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業および沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業並びにサービス業(物品賃貸業および映画業以外の娯楽業を除く)
- ② 特定中小企業者等の経営改善設備  
卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業(一定のものを除く)、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、旅館業及びホテル業、宿泊業(旅館業及びホテル業を除く)、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業並びにサービス業(情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、映画業以外の娯楽業、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く)

<適用時期> この改正は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。